

9月22日(金)、琉球人遺骨返還訴訟の控訴審判決が下される  
原告逆転勝訴の歴史的な判決をたぐり寄せよう  
圧倒的多数の傍聴を心から呼びかけます

2023年8月23日に琉球人遺骨返還請求訴訟控訴審の第5回口頭弁論が開かれた。2022年9月14日から始まった第二審は、ついにこの日結審を迎えた。

法廷は午後2時34分より松島泰勝・原告団団長が『陳述書』(資料1 参照)に基づき意見陳述をおこない、2時45分より4人の代理人弁護士から『最終準備書面陳述書』(資料2 参照)に基づき意見の陳述がなされた。

松島『陳述書』は、各原告が今までおこなってきた意見陳述を集大成した上に、かつ最近の動向にも言及したもので、歴史的にも意義のある内容となっている。代理人弁護士の『最終準備書面陳述書』も、この訴訟で明らかにすべき本質に迫った、全面展開の文書だといえよう。



丹羽 雅雄 弁護士

算して口頭弁論期日を今まで指定してきたのだ。

いよいよ9月22日(金)、判決が下される。原告逆転勝訴の歴史的な判決をたぐり寄せねばならない。当日は希望者が多いので傍聴席は抽選となる。午後1時30分より前には大阪地裁前に集合を！

ところで、「裁判所法」第五十条(定年)には、「最高裁判所の裁判官は、年齢七十年、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官は、年齢六十五年、簡易裁判所の裁判官は、年齢七十年に達した時に退官する」と定められている。

前述したように、この裁判を担当している大島眞一裁判長は、2023年9月11

午後3時11分、すべての弁論が終結した。その後、裁判長が「判決日は9月22日午後2時30分より」と宣告し、閉廷した。裁判長が判決日は9月22日と宣告した時、傍聴席から「おおー」という声が出た。結審から判決まで通常なら3ヶ月ほどを要するからである。いずれにせよ、大島裁判長は自分の手で判決を出したかったのである。ここからも明らかのように、定年退官日の9月11日から逆

日に定年を迎え退官する。この場合、9月22日の判決日に大島裁判長は法廷に現れるのだろうか。出廷しない（できない）が、9月11日以前に「判決文」をしたためたので、9月11日以降でも原告・被告双方に「判決文」を言い渡すことが可能なのだろうか。ぼくは裁判に関わる法律にずぶの素人なので、そのあたりの仕組みがどのようになっているのか分からない。すべては9月22日の判決日に判明するだろう。

さて、ぼくは『沖縄通信』第167号（2022年12月）に、次のように書いた。

この裁判は大島眞一裁判長が担当しているが、彼は2023年9月11日に65歳となり定年退官する。判事には民間会社や教員のように雇用延長や再任用制度がない。もともと控訴審は第一審判決に誤りがあるか否かを（だけ）審理する法廷で、長期間おこなうことは想定されていない。それ故、この裁判は大島裁判長が判決を言い渡すことになるのだろう。

こう考えてみると、定年退官まで多くの時間は残されていないのである。次回第3回が2月9日、その次の第4回で結審、第5回で判決という日程を組まなければ定年退官までに間に合わない。自ずと第4回は4月か5月、第5回（判決）は7月となるのではなかろうか。

このように書いている。実際には以下のような経過をたどった。

第1回口頭弁論 2022年9月14日

第2回 2022年12月1日

第3回 2023年2月9日

この間に、4回にわたる進行協議期日が入った。

第1回進行協議 2023年2月21日

第2回進行協議 2023年3月22日

第3回進行協議 2023年4月17日

第4回進行協議 2023年6月5日

第4回 2023年7月5日

第5回（結審）2023年8月23日

以上を見ると、「第5回（判決）は7月となるのでは」という予測は、判決が9月22日にずれ込んだ以外、そんなに的外れでなかったことが分かる。その最大の要因は4回にわたる進行協議期日が入ったことによる。それは、2023年2月9日の第3回口頭弁論において「大島眞一裁判長が、『京大博物館に検証のため行きたいと思います。どのように保管しているのかを見たい』と発言した（『沖縄通信』第169号 2023年3月）ことに対して、京大側が頑なに拒否をしたことに伴う。結果は検証に行くことは実現出来なかったが、京大側から保管状況の写真が提出されることとなった。この保管の方法がいかに杜撰なものであったかは『最終準備書面陳述書』でも明らかにされている。

## 資料 1

原告団団長・松島泰勝『陳述書』（全文掲載）

### 1. 日琉同祖論のための遺骨研究

1879年に琉球国は日本国に併合され、日本の植民地となり、その住民は先住民族となった。1929年から35年の間、京都帝国大学の金関丈夫、三宅宗悦、中山英司らは、植民地支配下における、日本人と、琉球民族や奄美人との不平等な関係性を利用して、琉球弧の島々にある墳墓から遺骨を盗骨した。人類学者は、骨、言語、血液などに基づいて、琉球民族を「日本人」に同化するための仮説である「日琉同祖論」を正当化した。日琉同祖論とは、琉球民族が「日本人」「原倭人」「ヤポネシア人」であることを、「縄文人の血の多さ」「突顎の頭蓋骨」「日本語の方言としての琉球諸語」「ミトコンドリア DNA」



松島泰勝・原告団団長

等から正当化し、「日本人」に囲い込むための仮説である。それにより琉球は「日本固有の領土」であるとされ、太平洋戦争では「捨て石作戦」の戦場として利用され、戦後は広大な米軍基地が押し付けられてきた。

2017年1月、私は琉球民族の遺骨が京都大学に保管されていることを知り、同年4月から遺骨返還運動を始めた。しかし京大は私との対話を拒否し、遺骨の「実見」も認めなかったため、2018年12月、「遺骨の元の墓への帰還」を求めて、京大を京都地裁に提訴した。

提訴後の2019年7月、日本人類学会の篠田謙一会長が山極寿一京大学長に宛てて、次のような文言を含む「要望書」を送付した。「国内の遺跡、古墳等から収集され保管されている古人骨は、その地域の先人の姿、生活の様子を明らかにするための学問的価値を持つ国民共有の文化財として、将来にわたり保存継承され研究に供与されるべきである」「古人骨資料の管理につきましては、今後、様々な運動が発生するかもしれませんが、100年、200年先、あるいはさらに遠い将来を見据えながら、国民共有の文化財という認識に基づいて対応をとっていただきたいと考えます」

日本人を主体とする「国民共有の財産」として琉球民族の遺骨は、どのような遺骨返還運動が起ころうが、研究資料として利用されなければならないと主張している。琉球民族は、琉球併合により強制的に「日本国民」にさせられ、太平洋戦争後、日本政府は我々を「日本国民」から切り離し、米軍統治下の「無

国籍」の民にした。1972年に再び「日本国民」になったが、膨大な米軍基地が押し付けられ、今も基本的人権が侵害された状態が続いている。日本人類学会は、我々の植民地としての歴史を考慮に入れず、「日本国民であれば遺骨を提供せよ」と日琉同祖を迫っており、大変、不愉快であり、強い怒りを感じる。

## 2. 提訴後も琉球民族を侮辱する京都大学

2022年7月31日にMBS「映像22」において放映された「骨は誰のものか」というドキュメンタリー番組で、日本人類学会の中務真人・京大教授は、「知的好奇心」に基づいて人骨研究を行っている」と述べた。中務会長は、琉球民族の先祖に対する畏敬や信仰、慣習などよりも、自らの「知的好奇心」を優先し、遺族との対話を拒否し、研究倫理という研究者の責務に背を向けてこれからも遺骨研究を続けようとしている。

控訴審の進行協議において、京大は26体の遺骨の写真を提示した。京大は、次の諸点において、琉球民族の尊厳、慣習、先祖と関係性を否定するような形で、琉球民族の遺骨を保管している。

- ① 琉球民族は先祖の遺骨を「骨神」として拝み、仏壇やお墓に花や果物を供え、定期的にウチャトー（お茶のお供え）をするが、写真にはこのような供物が存在しない。他方、アイヌ民族の遺骨が保管されている北海道大学の「アイヌ納骨堂」には、アイヌの祭祀場が隣接し、祭祀が挙行されている。京大は遺骨として敬意をもって扱っていない。
- ② 人類学者は遺骨の「収集」場所が分かるように頭蓋骨に墨書をする場合が多い。2019年3月に国立台湾大学から沖縄県立埋蔵文化財センターに移管された、金関丈夫が琉球から盗掘した63体分の頭蓋骨にも「琉球」や「運天」と墨書されている。しかし今回の写真は、そのような墨書が見えないような角度から頭蓋骨が撮影されていた。写真を凝視すると、標本番号1051の写真の右側箱内の最左端の遺骨に「1051」、標本番号1054の写真の右上箱内の遺骨と三段目箱左側の遺骨にそれぞれ「1054」、標本番号1058の写真の右下箱内の遺骨に「1058」、という数字が記載されているのが分かる。京大研究者は遺骨の上に勝手に数字を記載し、分類し、先祖の尊厳を棄損している。
- ③ 一般的に、琉球民族は足の骨から（下から上に順番に）遺骨を厨子甕に収め、最後に頭蓋骨を置く。つまり生きている人間と同じ身体の位置を甕の中で再現し、「ニライ・カナイ（琉球のあの世）」における生活を準備するという先祖崇拜信仰が、厨子甕への遺骨の収め方に現れている。京大研究者は当時も祭祀が行われていた墳墓から遺骨を持ち出し、大学収蔵庫において骨の部位毎に分類し保管することで、琉球民族の信仰を破壊している。しかも標本番号166号の頭蓋骨を除いた全ての頭蓋骨が逆さまに置かれている。京大研究者は骨が破壊されないためと言うかもしれない。しかし我々は、頭蓋骨が逆さまにされ

て、ご先祖はさぞ辛いだろうと悲しみ、心を痛めるのである。④ 琉球には、夫婦（または親子）の遺骨は一緒に厨子甕に収め、「ニライ・カナイ」でも一緒に生活するという慣習がある。同遺骨を調査した土肥直美氏によれば、標本番号 1042、1043、1044、1047、1048、1051、1052、1053、1055、1056、1057 の遺骨は男女の遺骨とされている。



原告らと丹羽弁護士

同一の保管箱に納められた遺骨は夫婦または親子である可能性があるが、それが誰なのかが分からない。厨子甕の蓋には遺骨の氏名、死亡年月日等が墨書されている。しかし、京大研究者が遺骨を墓から盗掘したため、その遺骨が誰なのかが不明になってしまった。つまり京大は琉球民族の歴史、記憶を抹殺したのである。琉球国の刑法「琉球科律」「卷之九賊盜下」には「棺を開屍を露す者ハ斬罪」と記載されていた。それほど重要な過ちを京大研究者は琉球民族に対して行ったのである。

石井四郎を始めとする、多くの京大出身の研究者が所属した日本陸軍「731部隊」は、細菌兵器・毒ガス兵器の開発のために人間を実験材料として殺害した。写真からも明らかなように、京大は琉球民族の遺骨を「人骨標本」として扱い、敬意を払わず、研究対象の単なるモノとして貶めている。私は人として侮辱され、傷つき、強い怒りを覚えた。湊長博・京大総長は、人の心を持っているのならば、我々に会って謝罪すべきである。

### 3. 研究者による「墓あらし」は許されるのか

次の引用文のように「研究者による墓あらし」は、戦前、帝国大学の人類学者である、鳥居龍蔵、清野謙次、金関丈夫、三宅宗悦等だけが行った問題ではなく、1972年の「日本復帰」前後においても問題化していた。「最近、墓あらしの被害がつづいているのは、宮古島、石垣島、久高島、西表島などの、いわゆる民俗学資料の宝庫といわれる島々（中略）およそ三年ばかり前から、本土の大学や民間の研究者が、沖縄の島々にどっと乗り込んだ。珍しい生活様式、文化遺産は、一つ一つが貴重な研究資料になった。（中略）つい八月にも、沖縄民俗学の父といわれる故伊波普猷氏の浦添城跡にある墓があばかれる事件があったが、故伊波氏も最近のとんでもない民芸、民具ブームを嘆いておられることだろう（中略）（伊波普猷の：松島注）お骨は草むらに捨てられツボが盗まれた」（「横行する墓あらし」『サンデーおきなわ』1971年11月20日号）



墓荒らしの犯人は形質人類学者だけでなく、厨子甕、副葬品等を研究対象にする他分野の研究者にもいた。2019年、本部町渡久地古墳群から石棺2個が盗掘され、2021年には伊計島の伊計グスクから遺骨が盗まれるなど、墓荒らし、つまり「琉球からの文化搾取」が今も続いている。

琉球民族は墓、遺骨、厨子甕を大切にするため、それを収集することは非常に困難である。それらを手に入れるため、盗掘や窃盗物の購入が行われるのである。遺骨と厨子甕は一体化しており、それを切り離すことは琉球民族に対する「学問の暴力」となる。厨子甕の蓋には、次のように死者に関する記憶、歴史が記載されている。「調べると若い女性骨と当歳位の小児骨とを合葬せるものである。骨質はやや脆いが、形は完全である。蓋の裏面には「道光三（1823年：松島注）、十一月、父比嘉」等の墨書が見える。骨を行囊に納めて進む。その崇りであろうか、これより雨はようやく激しく、山道は滑りがちでなかなかの難路となる」（金関丈夫『琉球民俗誌』法政大学出版局、1978年）

厨子甕蓋の墨書により遺骨の身元が確定される。厨子甕から切り離された遺骨は、誰で、いつ、どこで死亡したのかが分からなくなる。遺骨と厨子甕とは一体として琉球民族の存在、記憶を次世代に引き継ぎ、死後も祭祀を通じて先祖と子孫との相互扶助関係が継続されるという慣習や信仰が琉球では今も続いている。

先祖の遺骨と切り離されることは琉球民族のジェネアロジ（系譜）が切断され、先住民族性が奪われることを意味する。また遺骨、厨子甕を琉球にある墓から引き離し、また遺骨と厨子甕を分離し、大学博物館で保管、展示、研究するという行為は、「生まれ島」と琉球民族との繋がりを切断することになる。つまり京大は、遺骨を奪い、その返還を拒否することで、「琉球民族という存在の抹殺」という所業をしているのである。

#### 4. 遺骨や「文化財」の返還は世界的な潮流



超満員の報告集会

戦中、戦後にかけて琉球の遺骨や「文化財」は米軍人によって盗まれ、それらの返還運動が行政・民間によって行われてきた。1854年、琉米修好条約を締結した米海軍のマシュー・ペリー提督一行は、琉球国から「護国寺の鐘」（1456年に尚泰久王が鑄造させた）を持ち出し、アナポリス海軍兵学校が保管していた。1987年に喜舎場静

夫氏が同鐘を琉球に返還させた。沖縄美ら島財団や沖縄県教育委員会は、2001年、琉球国王の王冠等の13点の「流出文化財」をFBI（米連邦捜査局）の「国際盗難美術ファイル」に登録した。

またペリー一行は2体分の琉球民族遺骨を持ち出したが、現在、同遺骨はペンシルベニア大学考古学人類学博物館で「モートン・コレクション」の一部として保管されている。ペンシルベニア大学では「モートン・コレクション」をめぐる、大学による植民地主義、人種差別について議論し、同大学のウェブサイトにおいて「人種主義は我々の博物館において居場所はない」「奴隷制や、奴隷の遺骨を非倫理的に取得することを正当化してきた科学的人種主義を我々は拒絶する」「返還や埋葬に向けた行動」「倫理的実践と修復に対する我々の継続するコミットメント」と明記し、大学の脱植民地化のための具体的な取り組みを進めている。サムエル・ジョージ・モートンは、世界中から1,000体以上の頭蓋骨を収集し、頭蓋骨の大きさによって、人間の優劣を決定した人種差別主義者として批判されている。

2023年7月8日から10日まで琉球において米国人類学会（会員数は約1万2千人で、世界最大の人類学会）の「遺骨の倫理的取り扱いに関する委員会」が聞き取り調査、百按司墓での現場検証を行った。現在、同委員会は世界中で遺骨返還に関する現地調査を実施しており、来年5月に公表される最終報告書は、学会の研究倫理指針、米国政府の法制化にも影響力を与えるという。沖縄県庁での記者会見において、同委員会のマイケル・ブレイキー共同委員長（ウイリアム・アンド・メアリー大学教授）は、『『北海道や沖縄で非常に多くの不満を聴いた』と振り返り、研究者が先住民に謝罪や遺骨の返還をしていないことについて、『日本の人類学者は非常に低い倫理規範で研究をしてきたのではないかと批判した。米国カリフォルニア大学バークレー校・人類学部長のサブリーナ・アガルワル委員も『日本政府や研究機関が先祖の遺骨や文化的遺産が返還されていない状況を作り出しているのは恥ずべきことだ』と指摘した』（『琉球新報』2023年7月12日）。

日本人類学会は、今回の米国人類学会によるインタビュー調査の打診を拒絶した。他方、日本文化人類学会では昨年6月から今年6月にかけて同学会の研究倫理委員会主催による特別シンポジウムが5回開催され、アイヌ民族への謝罪を含む、研究倫理に関する「学会声明」が準備されている。また本年7月27日、私は大阪府吹田市にある国立民族学博物館の収蔵庫に入り、琉球の厨子甕、骨壺17件全てを「熟覧」し、写真や動画の撮影をした。その際、私は琉球の祭祀箱（米、泡盛、ヒラウコー、ウチカビが収納されている）を持参し、骨神に手を合わせ、厨子甕、骨壺の琉球への帰還を祈った。

## 5. 人として生きるための遺骨の返還

1952年から日本政府は海外（硫黄島、琉球を含む）で戦没者の遺骨収集を始め、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に「無名戦没者の遺骨」を納め、皇族も参列する拝礼式、秋季慰霊祭等が挙行されている。私もグアムやパラオ共和国にある、日本国の総領事館や大使館で外務省職員として勤務していた時、戦没者の遺骨調査をし、ペリリュウー島にある「西太平洋戦没者の碑」にて慰霊祭をした経験がある。ニライ・



神奈川から傍聴参加の平良愛香牧師

カナイぬ会の共同代表である具志堅隆松さんは40年以上、沖縄戦の戦没者の遺骨収集活動を行い、遺族に返還してきた。「故郷」に還りたいという戦没者の声なき声、遺族の願いを受けて、遺骨の収集・返還活動を続けてきたという。沖縄島摩文仁が丘にある「平和の礎」が象徴しているように、沖縄戦での最大の犠牲者である琉球民族は、非業の死を遂げた人やその家族の気持ちにも強く共感する心を持っていると言える。京大が保管している琉球民族の遺骨のマブイ（魂）も「故郷」に還りたいと90年以上願っているのではないかと。日本政府や戦没者の遺族と同じく、琉球民族もまた、ご先祖の遺骨を墓にお戻しし、祭祀を行う権利を持っているのであり、京大はそれを奪うことはできないはずである。

遺骨返還は、人として生きるための重要な活動である。京大の総長をはじめとする教職員、学生の親族や友達の遺骨が墓から奪われたら、どれほど怒り、悲しむだろうか。琉球民族の遺骨盗掘問題を「自分事」として考えて、我々の先祖の遺骨を還してほしい。どうしても研究したいのならば、私たちと対話して、同意を得るといのが研究機関としての当然の手続きである。人類学者による「人骨研究」も人間の身体や権利に深く関わっている。医療分野に限らず、インフォームドコンセントを踏まえないでも研究ができるという時代は終わった。琉球民族の「人として生きるための権利」は日本国憲法第13条（幸福追求権）でも保証されている。

京大のみなさん、琉球民族の遺骨を元の墓に返還することで、ともに生きてみませんか。裁判官におかれては、ご先祖の遺骨をお墓に戻し供養したいという、人として当然の、基本的な願いや権利に光を当ててくださることを心からお願い申し上げます。

## 資料2



『最終準備書面陳述書』（筆者が要約し、日常使用する言葉に意識して掲載）

## 第1. 国際人権法に基づく控訴人の返還請求権

—先住民族が遺骨返還請求権を有すること—（定岡由紀子弁護士弁論）

自由権規約には少数民族が「自己の宗教を信仰しかつ実践する権利」が具体的な権利として保障されている。さらに、先住民権利宣言には「遺骨及び遺骨の返還に対する権利」が規定されている。にもかかわらず、原審の京都地裁判決は、先住民族の遺骨返還請求権は具体的な権利ではないと判断した。理由の説明はない。



定岡由紀子弁護士

京都地裁判決は、「自己の宗教を信仰しかつ実践する権利」の実現は政治的責任であって司法府の責任ではないと判断した。自由権規約には、権利侵害に対する「効果的な救済」を締約国に義務付けている。国家の一部である京都地裁は、自らにその責任はないと考えた。その理由の説明もまったくない。

国際人権法は、そもそも人権保障の水準を世界共通のものとするために発展してきた。そのため、条約は誠実に解釈、実行されなくてはならない。各国が独自に都合の良い解釈をすることは許されないとされている。これを許しては、ナチス時代への逆戻りとなるからである。京都地裁判決の内容は、国際人権法の根本的な理念にも反するものである。

先住民族の遺骨返還請求権は、国際的には常識であり、過去の不正義を正すため、世界各地で返還と謝罪が進められている。過去の過ちを認めることができず、盗んだ遺骨を「研究材料」と言い放つ京都大学の姿勢は、国際的な批判にさらされている。控訴審では、京都地裁判決のような犯罪追認の過ちを繰り返すことなく、日本国家が国際社会に対してした約束を守り、「効果的な救済」を与えるべきである。

## 第2. 祭祀継承者の所有権に基づく返還請求権（李承現弁護士弁論）

琉球の「慣習」から、百按司墓の「祭祀を主宰すべき者」は、百按司墓内に祀られている北山時代及び第一尚氏時代の貴族及びその一族の末裔である。原告亀谷及び玉城はその末裔であるから、百按司墓の「慣習」上、遺骨の祭祀の主宰者である。

原告全員は、被相続人と同じ先住民族である琉球民族である。琉球民族とい

うコミュニティに属するので、遺骨の祭祀の主宰者となる。

原告の行為は祭祀を実施した行為であり、「拝む」という行為に過ぎないと評価する京都地裁判決は誤りである。

### 第 3. 京大が遺骨を占有保管している違法性（普門大輔弁護士弁論）



普門大輔弁護士

松島泰勝・原告団団長が 2017 年 5 月 8 日に標本利用申請をして以来、実に 6 年以上を要し、ご遺骨の画像が大阪高等裁判所に提出された。これで京大側の占有実態が明らかになった。

- 保管状況が不自然である。
- ご遺骨の分量が少なすぎる。
- ご遺骨がモノ扱いされている。
- 画像に対する控訴人の反応は、
  - ・自らの骨をコリコリと錐でえぐられているような感覚

・身体の中から絞り出すような悲しみがにじみ出るといったようなものであって、遺骨が長きにわたり、今もなお一日一日を過ごしていることを思うだけで精神的苦痛は増すばかりである。それ故に、京大側の賠償責任は免れない。

### 第 4. 控訴審において判断されるべき本質的事項（丹羽雅雄弁護団団長弁論）

この項目は、『沖縄通信』前 171 号（2023 年 8 月）と同一なので参照のこと。